

大区画化等加速化支援事業 令和8年度実施分 手続きの流れ

R8.3.11時点案

予定時期	手続き		協議会に提出する書類	備考
R8.5月～7月	要望内容の精査 加速化計画の作成	協議会、農業者等	—	アンケート内容を確認し、助成に向けた調整を行います。協議会からご連絡しますので、お待ちください。
8月下旬	地区採択申請	農業者等 ⇒ 協議会	○別記様式第1号「加速化計画」 ○要領別記様式第2号「地区採択申請書」	地区採択申請後に、その内容を変更したい場合は、変更手続きが必要となります。まずは協議会にご連絡ください。
9月下旬	地区採択通知	協議会 ⇒ 農業者等	—	
10月上旬	割当通知	協議会 ⇒ 農業者等	—	
10月中旬	交付申請	農業者等 ⇒ 協議会	○別記様式第4号「地区交付申請書」	交付申請後に、その内容を変更したい場合は、変更手続きが必要となります。まずは協議会にご連絡ください。
10月下旬	交付決定通知	協議会 ⇒ 農業者等	—	交付決定通知を受けた後に事業着手（現場施工や外注契約、資材購入等）ができます。
11月～2月	現場施工	農業者等	—	・写真（施工前、施工中、施工後）の撮影をお願いします。 ・作業日報の作成、資材等を購入する場合は領収書の保管をお願いします。 ・2月末までに現場施工完了するようお願いいたします。完了できない見通しとなった場合は、早めに協議会にご連絡ください。
1月中旬	遂行状況報告	農業者等 ⇒ 協議会	○別記様式第6号「事業遂行状況報告書」農業者版	12月31日時点の状況を報告をお願いします。
現場完了後	実績報告	農業者等 ⇒ 協議会	○別記様式第8号「実績報告書」農業者版 ○現場写真（施工前、施工中、施工後） ○実際に要した金額が分かる資料 ○別記様式第11号「地区事業達状況報告書」 ○別記様式第1号「加速化計画（事業達成状況報告）」 ○振込先が分かる資料	現場工事が完了したら、まずは、協議会へご連絡ください。実績報告書等の作成を支援します。
随時	完了確認、支払い	協議会 ⇒ 農業者等	—	適切に実施されたことを確認した後、助成金を支払います。

※手続きの予定時期は、あくまでも目安です。地区採択申請や交付申請の提出期限は適宜お伝えします。

※書類作成は協議会事務局がサポートします。